

ほうじん本郷

【目次】

2019年 新年のごあいさつ —— 2~3

今年の抱負 —— 3

法人会の活動 —— 4~5

中学生の「税についての作文」受賞作品 —— 6~7

平成30年度納税表彰式 —— 8~9

法人会の「平成31年度税制改正に関する提言」まとまる —— 10~11

税務署だより —— 12

都税事務所だより —— 13

老舗探訪(Ⅲ) —— 14~15

事務局だより —— 15

税務ニュース

No. 484

平成31年1月号

<http://www.hongohojin.or.jp/>

本年も宜しくお願ひ致します

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましてはつつがなく新しい年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

昨年では法人会各種事業にご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、昨年は入管法の改正により今後外国人労働者の受け入れ拡大に拍車がかかってくるかと思いますが、グローバル化と言いますと今までは日本企業や日本人が海外へ出ていくことと思われがちでしたが、今後は内なるグローバル化として外国人向け生活環境の整備等が必要になってくるかと思われます。米国のように国籍、民族等多種多様な人々が切磋琢磨し、新しい技術やビジネスを生み出していくことが理想であり、法人会は多種多様な企業会員のネットワークがあり、これを最大限活用して頂き会員企業が益々元気になることを期待致します。

【いい出会い、地域に根ざす 本郷法人会】のスローガンのもと、本年度も会員の皆様と共に、本郷税務署の蝶名林署長様を始め、署の皆様のご指導、ご支援を頂き申告納税制度の普及発展に努め、納税道義の高揚、社会貢献、租税教育の更なる推進に取り組んで参りますので何卒ご支援、ご協力の程お願い申し上げます。結びにあたり会員の皆様にとりまして、この新しい年がより良き年でありますよう心から祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。



本郷法人会 会長
加藤 高身

新年のご挨拶

新年明けましておめでとうございます。公益社団法人本郷法人会の皆様方に謹んで新年のお慶びを申し上げます。旧年中は、加藤会長をはじめ会員の皆様方には、税務行政の円滑な運営に対しまして格別の御理解と御協力を賜り、心から感謝するとともに、厚く御礼申し上げます。会を挙げての皆様方の献身的なご努力に対しまして、改めて敬意を表しますとともに、私どももいたしましても、こうした活動に積極的に協力させていただき、貴会と手を携え歩んでまいりたいと考えております。

さて、まもなく所得税及び個人事業者の消費税の確定申告期を迎えます。本年よりID・パスワード方式により、マイナンバーカードとICカードリーダーライタなしでのe-Taxの利用が可能となります。是非ともe-Taxによる申告をご利用いただきますようお願い申し上げます。

また、本年10月より、消費税が引き上げられるとともに軽減税率制度が導入されます。ほぼ全ての事業者の皆様に影響のある改正となっております。スムーズな移行のために事前の準備をお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員の皆様方の御事業の御繁栄並びに御健勝を心から祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。



本郷税務署長
蝶名林 守

すべての世代の方々が心豊かに暮らせる 文京区の実現に向けて

あけましておめでとうございます。

本郷法人会の皆様には、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年も、未来を担う若い世代への租税教育を積極的に進めるなど、区の税務行政と地域社会の健全な発展に向けてご尽力いただきましたことに、心から感謝申し上げます。

本年は第3期「基本構想実施計画」における計画期間の最終年度を迎えます。基本構想に掲げた「歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまち「文の京」」の実現に向けて、様々な世代を支える施策に全力で取り組むとともに、本区発展の好機となる「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催に向け、魅力ある施策の展開を図ってまいりますので、皆様の一層のお力添えをお願い申し上げます。

結びに、貴会会員の皆様方の益々のご発展とご多幸を祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。



文京区長
成澤 廣修

新年のご挨拶

新年おめでとうございます。

日頃から、本郷法人会の会員の皆様には、東京都の税務行政に深いご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、東京都では、東京2020大会の開催、その先に迎える一層の少子高齢化を見据え、首都東京が、都民が希望と活力に溢れる、より高度な成熟都市へと飛躍していけるよう、全力で施策に取り組んでおります。

本年も私ども文京都税事務所は、適正・公平な税務行政を推進してまいりますので、皆様方の一層のご支援を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

結びに、貴会の益々のご発展と、会員の皆様のご繁栄の年になりますよう、心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



文京都税事務所長
入江 大

新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。本郷法人会会員の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。昨年も法人会の皆様に東京税理士会本郷支部の活動に対して、多くのご協力を賜り、心から感謝するとともに、厚く御礼申し上げます。

さて、平成も最後の年となり、10月には消費税の税率引上げと軽減税率の導入が予定されています。このような状況において、税理士会も制度内容についての周知を行い、事業者の皆様にとってよき相談相手として貢献していきたいと思っております。

結びに、法人会会員の皆様の益々のご発展とご多幸を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



東京税理士会
本郷支部支部長
石黒 徹

今年の抱負を一言

東村 昭平 (副会長)

激動の年が予想されます。厳しい時代だからこそ、一致団結して頑張りましょう。

大見 和男 (副会長)

法人会は異業種の集まりです。参加することでいろいろな情報が得られます。人の集まる所に情報あります。

松尾 紀彦 (副会長)

いよいよ思い出の多かった平成が終わろうとしています。私達法人会も新しい時代と共に邁進していきましょう。

橋立 弘紀 (副会長)

平成の年号が終わり、干支ですと最後の猪、終わり良ければ全て良しと、今年は良い年にしていきたいと思います。

五十嵐 正樹 (副会長)

今年は厚生組織委員会と女性部会担当となります。(予定) 最善を尽くすつもりですので、宜しくお願い申し上げます。

平出 信隆 (副会長)

新年おめでとうございます。今年は年男猪突猛進。広い視野を持ち、心も新たに頑張ろうと思います。

田中 元浩 (常任理事・第1支部長)

明けましておめでとうございます。本年は役員だけではなく一般会員との交流の場を増やしたいなと思います。

山中 一江 (常任理事・地区長)

新たな時代の幕開けの時。「彰往考来(過去を彰かにして未来を考える)」立ち止まり、ゆとりをもって前進する1年になればと思います。地域の皆様と共に、新たな一歩を始められたら幸いです。

溝口 智正 (常任理事・第3支部長)

新春の御慶び申し上げます。本年は私の干支亥年です！72歳益々健康に留意し元気な諸先輩に習い、頑張ります。

吉田 博 (常任理事・第4支部長)

昨年は年末年始を病院で過しましたが、本年は小生の干支。猪突猛進で一年を突きぬけたいと思っております。

増田 稔 (常任理事・社会貢献研修委員長)

平成最後の年、皆様に多く参加して頂ける企画と、社会貢献活動の充実に努力します。

柴山 修一 (常任理事・税制委員長)

地域のコミュニティと一体となって活動したい。心身ともに健康で明るく楽しく生きていける環境を作っていきたい。

松下 和正 (常任理事・広報委員長)

本年も税知識獲得と本業に役立つ広報誌を発行していきます！今度こそ消費税を上げ財政再建への一歩を！

埜 英幸 (常任理事・青年部会長)

本年も皆様のお力添えをお借りしながら、租税教育活動をより一層クオリティ高く行ってまいります。

第35回 法人会全国大会(鳥取大会)が開かれる

—中小企業の成長を促す税制の確立が不可欠—

第35回法人会全国大会が10月11日(木)鳥取市のとりぎん文化会館で開催された。当日は全国から約1600名が参加した。大会式典では小林栄三全法連会長(東法連会長)による主催者あいさつ、藤井健志国税庁長官による来賓あいさつの後、会員増強表彰式などが行なわれた。

また、柳田道康全法連副会長・税制委員長による平成31年度税制

改正に関する提言の趣旨説明などが行なわれた。(P.10～P.11掲載)



▲大会の様子



▲あいさつする藤井健志国税庁長官

第32回 法人会全国青年の集い「岐阜大会」に参加して

～未来を切り開く先駆けとなれ～ 青年部会長 埜 英幸

平成30年11月8日(木)～9日(金)、岐阜県岐阜市で開催された第32回法人会全国青年の集い「岐阜大会」に参加してきました。8日(木)は各局連代表の12単位会による租税教育活動プレゼンテーションが行われました。趣向を凝らした様々な活動が発表され大変参考になりました。最優秀賞は石川県金沢法人会の【税の使いみち総選挙2018】～繋がる租税活動】で、税の使いみちを家族と一緒に考えるものでした。

翌9日(金)の全国部会長サミット円卓会議では「税の使途に関する検討会(財政健全化のための健康経営プロジェクト)～日本の未来を担う子供たちのために～」として「国の財政健全化」のために

各企業が「健康経営」へ取り組む必要性について議論をしました。「健康経営」は国の財政健全化だけでなく、企業の人材採用確保などにもメリットがあることなど有意義な意見交換ができました。



▲大会の様子

「フラワーアレンジメント教室」を開催

—女性部会—

女性部会(飯村早苗部会長)が12月11日(火)、午後6時から湯島天満宮「梅香殿」にて毎年恒例の「フラワーアレンジメント教室」を開催した。今年の参加者は32名。長くお花を楽しめるように「プリザーブドフラワー」と「アートフラワー」を使用し、正面はオーナメントを使ったクリスマスの雰囲気

に、背面は水引や凧の小物を使ったお正月の雰囲気と今までにないアレンジメントに挑戦し、終始なごやかな時間を過ごすことができた。

(女性部会員を募集しております)

詳しくは 3812-0595 山村まで





▲講師の宮田花店、小俣スタッフから作製手順の説明を受ける参加者



▲プリザーブドフラワーとアートフラワーを使ったアレンジメント

“税を考える週間” 署長講演会&特別講演会を開催

社会貢献研修委員会(増田稔委員長)が“税を考える週間”協賛行事の一環として「署長講演会&特別講演会」を11月14日(水)、午後1時30分より東京ガーデンパレスに於いて開催した。第1部署長講演会では蝶名林署長が「税務行政の現状と課題」と題して国税庁の組織や任務と使命、軽減税率などについて説明された。また、第2部特別講演会では銀座クラブ「稲葉」のオーナーママである白坂亜紀氏が「銀座のママに学ぶ、人間力、ビジネス力」

をテーマに日頃の心配り気遣いについて講演した。



▲講演をする蝶名林守署長(左)と白坂亜紀氏

日帰りバス見学研修会を実施 —ヤマト運輸の最新物流施設を見学—

総務委員会(吉田久夫委員長)が10月16日(火)日帰りバス見学研修会を実施した。当日は午前8時30分に文京シビックセンターを出発し一路ヤマト運輸の羽田クロノゲートに向った。途中車中では税金クイズや租税教育用のDVDを上映、到着後は担当者よりヤマトグループの歴史や集中管理室の説明を受けながら施設内を見学その後、ヨコハマグランドインターコンチネンタルホテルでのバイキングに参加者は舌鼓、暫し休憩をした後、山下公園や三溪園を散策して帰路についた。



▲ヨコハマグランドインターコンチネンタルホテルのオーシャンテラスでのバイキングに舌鼓



▲羽田クロノゲート玄関前にて記念撮影

平成30年度 中学生の「税についての作文」

本郷税務署長賞

国と私たちを結ぶ税

文京区立本郷台中学校 第三学年 美尾 幸奈

消費税が十パーセントになる。このことを聞いた時、私は「嫌だな」としか思わなかった。だが、今回この作文を書くことによって私の税に対する思いががらりと変わった。

私たち中学生が身近に感じる税といえば消費税である。でも、支払った消費税の行方は気にしたことがなかった。そこで、今回の作文を通じて税の使われ方を調べてみることにした。私たちが払った税は日本のためだけではなく、世界のためにも使われている。例えば消防署の救急活動がある。かつて、私の祖父は小腸がんを患っている時に意識がなくなり、それに気づいた父が急いで救急車を呼んだことがある。そのおかげで祖父は意職を戻した。この時、まだ私は小さかったが、救急車の必要性、そして救急車が来てくれることの有り難みを強く感じ、今も尚、その思いは残っている。緊急事態の時に無料ですぐに駆けつけてきてくれるのは私たちが払っている税のおかげだと分かる。税に対しての「嫌」という気持ちは変わった。しかし、それと同時に私たちの払った税は一体、国のお金のどれくらいを占めているのか疑問に思った。そこで国税庁のホームページを見てみると税金は六割を占めている。しかし、国民はこんなに税を払っていても、平成三十年度には国の借金が八百八十三兆円にもなるといわれているので、それを返すために消費税を十パーセントに上げるのだとすれば、それは大切だと思う。ただし、消費税をあげた際には、どうすればお金を有効活用できるのかも考えてほしい。

そして、私はこの作文を通して税の使い方について提案したい。一つは外国に使っている、国同士の友好な関係を築くためのお金や政府開発援助に使われるお金のうち、その一部を日本国内の問題のために使うほうが良いのではないか。今の日本では少子高齢化が進んでいるために過疎化している地域が多くある。そういった地域にお金を支給したり、少子化している日本の将来の負担を少なくするために今ある国の借金を返すことが大事だと思う。そうすることで、今遅れつつある年金の支給を元の六十歳以上に戻せることができるようになる。

さらに、私たち中学生をはじめとする税金の仕組みを知らない人に税金の使われ方をもっと教えてほしい。また、国の税金についての方針を知らせてほしい。その動きによって若い人全員が税についてを把握することができ、将来の税金を使い方をよりよくできると思う。

今回の作文を通して、税に対するイメージは「嫌」から「国のために自分がやれることの一つ」へと変わった。消費税があがることは確かに貯蓄が減るという意味では嫌かもしれないが、誰かを助けるため、国をよりよくするために払っていると思えば中学生が国のためにできる少ないことの一つである。

平成30年度 中学生の「税についての作文」

本郷税務署長賞

税という送り物

文京区立第六中学校 第三学年 村上 愛海

近ごろ、「図書館閉鎖」「図書館不要論」という言葉を耳にすることが多くなった。私はその言葉を聞いた時、心が痛くなる。私にとって図書館は心の拠り所だからだ。

学校、道路、医療費など私達の毎日に欠かせないものが税金で成り立っているということはニュースで学んでいたため、税金のおかげで楽しく学校に通え、安心して病院に通えるのだと日々感じていた。しかし、図書館の運営が税金で成り立っていることを知ったのは、中学校で税金の授業を受けた時だった。思いがけないプレゼントをもらったような気分になり、嬉しかった。

私は図書館が大好きだ。図書館にいると穏やかな気分になる。本や資料を借りるために通う図書館だが、最近気づいたことがある。図書館にいる人々の年齢層だ。赤ちゃんからお年寄りの方まで図書館を利用している。日曜ともなると、同じ年代の学

生や、平日に図書館に来られない人達まで訪れるため、様々な年齢層の人達であふれている。核家族で育った私には、様々な年齢層の人達と同じ空間を共有することで、第二の我家に帰ってきたような暖かい気持ちになり、とても安心する。それは他の利用者も同じではないだろうか。乳児を抱え大変そうにしている親子を助ける人達、困っているお年寄りに助けの声をかける人達、毎日年齢を超えた会話がそこでは繰り広げられている。図書館という場所が、本を借りる場所から、地域のコミュニケーションの場へと広がっていると感じた。このように、図書館は地域の活性化にも役立っている。

「消費税が上がると生活が苦しくなる。」「私達が納めている税金はどこに消えているの?」という言葉は、税金がどのように使われ、私達にどのように還元されているのか理解していないため出てくる言葉かもしれない。税金の種類は多く、歳出の内訳を全て理解することは難しい。しかしそんな時、私にとっての図書館のように、身近な例を探していけば私達の生活がいかに税金で支えられているかを再確認し、納税に対する意識が変わっていくのではないだろうか。納税とは私達国民の義務であり、その税金によって私達は安全で豊かな毎日を過ごせている。

高齢化社会が進むとともに、私達若い世代が納税者の中心となっていく。幼い頃から納税の仕組みや税金の恩恵を理解していけば、大人になった時、税金を納めることをためらわなくなり、進んで納税する人が増えるだろう。今の私は大人の方が納めた税金によって生活ができています。自分が大人になった時、その恩返しができるよう進んで税金を納めたい。そして誰かの第二の我家を守っていききたい。

平成30年度 中学生の「税についての作文」

公益社団法人 本郷法人会 会長賞

税を払うこと

文京区立第六中学校 第三学年 伊藤 瑠華

私は学校で税について学び、私たちがよく耳にし払っている消費税のほかにも、約五十種類もの税があることを知り、とても驚きました。またそのことだけで、税がそれほど必要なものなのだと知り、興味がわきました。

学校から頂いた税の冊子を見てみると、「東京都の歳出における教育費」の半分以上が小中学校費にあてられていました。そして机や椅子、教科書などもその中の税金によって作られていました。そこで私は机や椅子は何十年も使われ続けているのに、教科書はそうではないことに気づきました。今日本は国としてとても豊かで、一人一冊の教科書が当たり前です。そして使わなくなれば皆が捨ててしまいます。ですが世界にはそうではなく、きちんと一人一人が教科書を大切に使い、次の代に引き継いでいく国もあると、聞いたことがあります。今の日本での教科書の使い方はもったいないと思います。使わないのであれば親戚や年下の子にあげたり寄付できる場を設けたりして、教科書を無駄に作らなくていい分、災害復興費や他の事に税を使えばいいのにと思いました。たったの一〜三年ほどで一人一人の払ったお金を毎年沢山すてられてしまうのはもったいないことです。

次に日本の「現役世代が年金世代を支えるしくみ」に着目しました。資料によると年金世代一人に対する現役世代は、一九七〇年には九・八人、二〇〇〇年には三・九人となっています。また二〇三〇年・六〇年の推計では、一・八人、一・三人となり、年々現役世代の割合が減少していることがわかります。つまり将来になるにつれて、年金世代を支える現役世代の負担が重くなっていくということです。これは、今十代でこれから社会で働くことになる私達にとって、とても辛い状況だと思いました。

現在日本では再び税率の引き上げが行われようとしています。またそのことに、多くの人の不満ばかり口に出している様子が見られます。ですが私は不満を言うてはいけないと思います。そうした事を言えるのは、先に言った日本の状況を考えていないからです。もっとたくさんの人が税率引き上げの理由を知り前向きに協力していくべきです。むしろ私はまだ現役世代が多い間にさらに税率引き上げをし、将来のための貯金をするべきだと思いました。

私は今回の機会ですべて、税について深く考えることができました。また学校だけでなく、上下水道や道路・信号、農・漁業など、税金がなくては成り立たないものが身の回りにたくさんあることを知ることができました。今まで以上に、安全で快適に過ごせていることに感謝し、形のあるものは大切に使うていきたいと思いました。

税を払うことは、全員がお互いの生活を助け合うことだと考え、税の大切さに気づくことができ、良かったです。



納税表彰式が開かれる

平成30年度納税表彰式が11月19日(月)、午後3時より文京シビックホールに於いて開催され、下記の方々を受彰の栄に浴されました。受彰された方々に心よりお慶び申し上げますとともに、今後ますますのご活躍をご祈念申し上げます。

また、納税表彰式に続いて税に関する作品表彰式が行われました。

東京国税局長表彰



橋立 弘紀 氏
(副会長)

税務署長表彰



埴 英幸 氏
(常任理事・青年部会長)



吉田 久夫 氏
(常任理事・総務委員長)

税務署長感謝状



飯村 早苗 氏
(常任理事・女性部会長)



小安 徳長 氏
(青年部会監事)

平成30年度 中学生の税についての作文 受賞者 (敬称略)

👑 本郷納税貯蓄組合連合会 会長賞

税金の使われ方
税と国際協力
私の周りの税
西日本豪雨を通して
私達が残すもの
納税で変わる未来

学校法人駒込学園駒込中学校
東京都立小石川中等教育学校
学校法人桜蔭学園桜蔭中学校
文京区立第六中学校
文京学院大学女子中学校
文京区立文林中学校

第3学年
第3学年
第2学年
第3学年
第3学年
第1学年

岩村 康生
田中磨由子
中本 有香
古田 千珠
三浦 優希
屋辺 楓花

👑 本郷税務署長賞

国と私たちを結ぶ税
税という送り物

文京区立本郷台中学校
文京区立第六中学校

第3学年
第3学年

美尾 幸奈
村上 愛海

👑 東京都文京区税務所長賞

税金と私たちの責任

文京区立第九中学校

第3学年

坂本 華奈

👑 文京区長賞

税で貢献

文京区立本郷台中学校

第3学年

小野樹里実

👑 東京商工会議所文京支部 会長賞

ふるさと納税の機能性

学校法人都文館夢学園都文館中学校

第3学年

佐久間稀美

👑 本郷彰友会 会長賞

森林と税金

文京区立第八中学校

第3学年

渡邊 開

👑 東京税理士会本郷支部 支部長賞

「ある」ために「いる」

文京区立第六中学校

第3学年

志内 悠真

👑 一般社団法人本郷青色申告会 会長賞

税金で幸せな生活を

文京区立本郷台中学校

第3学年

大澤 優来

👑 公益社団法人本郷法人会 会長賞

税を払うこと

文京区立第六中学校

第3学年

伊藤 瑠華

👑 本郷間税会 会長賞

3028 億

文京区立第六中学校

第3学年

加藤 鈴

👑 本郷小売酒販協議会 会長賞

未来への期待

文京区立第六中学校

第3学年

鳴海 碧

👑 東京国税局管内納税貯蓄組合連合会 優秀賞

ロボット税との共存

文京区立第六中学校

第3学年

布施 宏樹

👑 全国納税貯蓄組合連合会 学校感謝状

文京区立本郷台中学校

第9回 税に関する絵はがきコンクール 受賞作



本郷税務署長賞
山口 楽々 さん
(誠之小学校 第6学年)



文京区長賞
鈴木 千尋 さん
(本郷小学校 第6学年)



本郷法人会女性部会長賞
弦巻 もも さん
(駕籠町小学校 第6学年)



文京都税事務所長賞
齋木 夏乃 さん
(本郷小学校 第6学年)



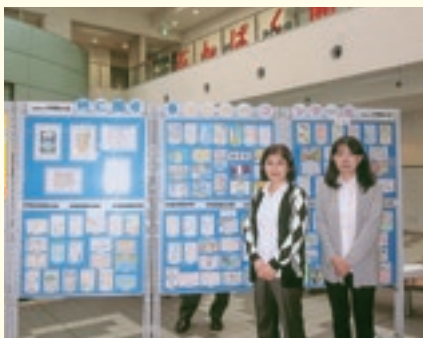
本郷法人会会長賞
尾上 怜 さん
(駕籠町小学校 第5学年)

平成30年度「税に関する絵はがきコンクール」優秀賞 (敬称略)

駕籠町小学校 第5学年 井出 あお
駒本小学校 第5学年 福永 修也
駒本小学校 第6学年 佐野 凧
駒本小学校 第6学年 岡 莉恵子
汐見小学校 第6学年 上田 有莉沙
汐見小学校 第6学年 山口 菜々
昭和小学校 第6学年 高山 千宙

誠之小学校 第5学年 植松 佳音
誠之小学校 第5学年 川元 昂
誠之小学校 第5学年 岸 優香
誠之小学校 第5学年 大野 夏実
千駄木小学校 第5学年 関原 梨乃
千駄木小学校 第6学年 福田 暖笑
根津小学校 第6学年 土屋 明日香

根津小学校 第6学年 戸邊 頼人
本郷小学校 第6学年 益田 侑奈
本郷小学校 第6学年 峯嶋 怜
本郷小学校 第6学年 山本 達己
本郷小学校 第6学年 峯嶋 純
湯島小学校 第6学年 龍ノ口 十音



文京シビックセンター区民広場に展示する
女性部会長(左)と事務局職員



選考会の様子



税に関する絵はがきコンクールの表彰式

財政健全化目標の早期達成と、 中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を!

法人会の「平成31年度税制改正に関する提言」が、9月20日の公益財団法人全国法人会総連合（以下「全法連」）の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財政改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言（要約）は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の経済環境整備は必要であるが、バラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

○政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

○財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

○消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保すべきである。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障分野では「団塊の世代」がすべて後期高齢者となり、医療と介護の給付費増が見込まれる「2025年問題」が横たわっている。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によ

て可能な限り抑制しないと、社会保障制度が立ち行かなくなる。とりわけ、急増が見込まれる医療、介護分野に切り込んでいくことが極めて重要である。

○少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

3. 行政改革の徹底

○「行革の徹底」が消費税引き上げの前提となった経緯を改めて想起すれば、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

○国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を強く求める。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税率10%への引き上げと同時に軽減税率が導入されることになっているが、これは事業者の負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明したい。

○軽減税率を導入するのであれば、国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないよう努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○法人実効税率は平成28年度税制改正で「20%台」が実現し、今年度は29.74%となっている。トランプ米政権の税制改革では大幅な引き下げが行われたが、その米国と比べてもほぼ同じ水準といえる。このため、国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を見極めつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
○租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。今年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

- (1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
・事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
- (2)相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
・平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるように以下の措置を求める。
①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を

緩和するなど配慮すべきである。

- ②特例制度を適用するためには、5年以内に「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

III 地方のあり方

○国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方の活性化にとっても極めて重要である。ただ、その際に不可欠なことは地方の自立・自助の精神であることを改めて強調しておきたい。地方創生戦略もこれを基本理念とすべきである。

○「ふるさと納税制度」にみられる返礼品競争のような手法は、あまりに安直であり、真の地方活性化につながらない。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要である。

○地方交付税は国が地方の財源不足を保障する機能を有していることから、地方の財政規律を歪めているとの指摘が多く、その改革は「骨太の方針」でも求められてきた経緯がある。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していく必要がある。

IV 震災復興

○東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度～32年度)」も3年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

V その他

○税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」で
ご覧いただけます。

<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

— 東京法人会連合会 —

法人会では公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のオピニオンリーダーとして税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っております。

～ 本郷税務署から確定申告のお知らせ ～

平成30年分の所得税及び復興特別所得税並びに贈与税の申告と納税は、平成31年**3月15日(金)**まで、
個人事業者の消費税及び地方消費税の申告と納税は、平成31年**4月1日(月)**までです。

ご自宅でインターネットで申告ができます！

- 国税庁HP 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス
 - 申告書を作成
 - ID・パスワード方式で作成コーナーからe-Taxで送信（予め税務署でID・パスワードの申請が必要です。）
または、マイナンバーカード方式で作成コーナーからe-Taxで送信（マイナンバーカード、ICカードリーダーが必要。）
- 添付書類は自宅で5年間保管。e-Taxで送信すれば、本人確認書類の添付不要。

税理士による無料申告相談の開催日程 ～ 申告書を作成して提出できます ～

小規模納税者の方の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者及び給与所得者の方の所得税及び復興特別所得税の申告を対象に、税理士による無料申告相談を次の日程で行います。是非ご利用ください。

ただし、土地、建物、株式等の譲渡所得のある方、住宅借入金等特別控除を初めて受けられる方は、税務署へご相談ください。

なお、申告書等の提出のみの場合は、直接税務署に提出（郵送可）してください。

| 月 日 | 会 場 | 所在地 | 時 間 |
|----------------|------------|-----------|-------------------------|
| 2月 4日(月) | 文京区民センター | 本郷4-15-14 | 【受付】 午前10時 ～ 午後3時30分 |
| 2月 5日(火)・6日(水) | 駒込地域活動センター | 本駒込3-22-4 | 【相談】 午前10時 ～ 午後4時 |
| 2月 7日(木)・8日(金) | 汐見地域活動センター | 千駄木3-2-6 | |

- 確定申告に必要な書類、計算器具、筆記具、印鑑及びマイナンバー確認書類等をご持参ください。
- 各会場とも、お車での来場はご遠慮ください。

税務署の確定申告書作成会場の開設日は平成31年2月18日です。

※申告書等作成のために来署される場合は、会場開設後にお越しください。

| 開設期間 | 会場 | 時 間 |
|---|----------------------|--|
| 2月18日(月)から3月15日(金)まで (土曜日及び日曜日を除きます) | 本郷税務署5階 西片2-16-27 | 【受付】 午前8時30分 ～ 午後4時 【相談】 午前9時15分 ～ 午後5時 |

- 相談受付は、**午後4時**までです。会場が混雑している場合は、相談受付を早めに締め切ることがありますので時間に余裕を持ってお越しください。
- 確定申告に必要な書類、計算器具、筆記具、印鑑及びマイナンバー確認書類等をご持参ください。
- お車での来場はご遠慮ください。

平成31年2月24日・3月3日の日曜日は、東京国税局で申告書作成等を行います。

※当日は、本郷税務署では執務を行っておりません。

【会 場】東京国税局1階：中央区築地5-3-1

【最寄駅】都営地下鉄大江戸線 築地市場駅 A2・3出口 徒歩1分

【時 間】受付：午前8時30分から午後4時まで

東京メトロ日比谷線 東船場駅 3・5・6番出口 徒歩7分

相談：午前9時15分から

東京メトロ日比谷線 築地駅 1・2番出口 徒歩8分

- 本会場では、国税の徴収及び納税証明書の発行は行っていません。

～ 税に関する情報は国税庁ホームページへ www.nta.go.jp ～



23 区内に償却資産をお持ちの方へ

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

| | |
|---------|--|
| 償却資産とは | 会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等 |
| 申告が必要な方 | 平成31年1月1日現在、償却資産を所有している方 |
| 申告先 | 償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班 |
| 申告期限 | 平成31年1月31日(木) |

【お問い合わせ先】文京都税事務所固定資産税課償却資産班 03-3812-3241(内線 341~343)

主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。
申告の手引きや各様式のダウンロード、Q&A や軽減制度に係る解説をご覧ください。

東京都主税局 償却資産 クリック

償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)がご利用できます

eLTAX

ホームページ <http://www.eltax.jp/>
ハイリンク

エルタックス

クリック

ヘルプデスク ☎ 0570-081459 (左記電話番号につながらない場合: ☎03-5500-7010)
9:00から17:00 (土・日・休日、年末年始12/29~1/3を除く)



23 区内に土地をお持ちの方へ

住宅用地の申告はお済みですか?(23区内)

～住宅用地は、固定資産税・都市計画税が軽減されます～



| | |
|----------|---|
| 住宅用地とは | 住宅の敷地として利用されている土地 |
| 申告が必要な場合 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅を新築・増築した場合 ○ 住宅の全部または一部を取り壊した場合 ○ 住宅を建て替える場合 ○ 家屋の全部または一部の用途(利用状況)を変更した場合 ○ 土地の用途(利用状況)を変更した場合 ○ 住宅が災害等の事由により滅失・損壊した場合 |
| 申告方法 | 「固定資産税の住宅用地等申告書」等に必要事項をご記入のうえ、土地が所在する区にある都税事務所の土地班に提出してください。 |
| 申告期限 | 平成31年1月31日(木) |

【お問い合わせ先】文京都税事務所固定資産税課土地班 03-3812-3241(内線 331~333)

朝陽館本家

ちょうようかんほんけ

種田守宏 さん

本郷地区に下宿・旅館文化が花開く 先駆けとなった老舗

かつて本郷一帯では、主に東京帝国大学の学生らを対象にした、昔ながらの木造の下宿屋兼旅館が数多く営業していた。

これらの建物が本郷に集中するきっかけを作ったのが、明治37(1904)年に種田朝太郎によって始められた「朝陽館」である。岐阜県の根古地村(現在の養老町)で農家の長男として生まれた朝太郎は、結婚して上京ののち、地方から出てきた学生のための下宿屋を本郷弓町(本郷一丁目)に開業。お茶の水周辺など近隣に続々と私立大学が開校し、通学に便利なことから、東大生ばかりでなく私大生たちにも利用されるようになった。

まだまだ下宿屋の需要が伸びると考えた朝太郎は、次弟の荒次郎を故郷から呼び寄せて「朝陽館支店」(のちの「真成館」、現在は廃業)を始める。大正時代に入ると、末弟の忠四郎が上京、朝太郎が経営する神田の「美土代館」に住まわせて下宿屋修業をさせたのち、下真砂町(本郷四丁目)の下宿屋を買い取り「朝盛館」として経営を任せた。「朝盛館」は関東大震災で焼失するが、別の土地に再建し、「朝明館」と名を変えた。さらに昭和の初めに「朝陽館」に隣接する「本郷館」を買い取り「朝陽館分店」とし(のちに名称を「本郷館」に戻す)、次男の公夫に経営をさせた。

さらに、朝太郎の義兄である小池義夫の長男・英夫が種田兄弟を頼って上京し、やはり本郷



創業時に建築された本館
明治の和風建築らしい凝った造りとなっている。



種田守宏さん

にあった「鳳明館」を買い取って営業を開始。のちに英夫は息子たちに三つの別館を任せられるようになる。こうして本郷一帯は、種田家の親戚縁者が経営するものを中心に、学生相手の下宿屋や旅館があちこちに立ち並ぶようになった。

朝太郎の孫で、「朝陽館」三代目主人の種田守宏さんは、「子供の頃に祖父の兄弟や甥・姪ら一族が、月に一回ほど集まって何やら話し合っている姿をよく覚えている」と当時の様子を振り返る。「当時は大八車を引いて河岸へ行くなど、共同で仕入れなどをしていたようです。その仕分けや精算をここで言い、その後で四斗樽を開けて、みんなで飲んでいましたね。それぞれ経営は別でしたが、協力して仕入れたり、お金の貸し借りなども行ってやりくりしていたでしょう」。

かつては修学旅行の宿、 近年は外国人旅行者に人気

こうして本郷地区における下宿屋の先駆けとなった「朝陽館」は、開業当初は2階建てで40人ほどの学生が下宿していた。また「御下宿・御旅館」という看板を掲げて旅館も兼業していた。その後、長い歴史の中で増築や改築等を行ったが、建物の一部は昔のままで、関東大震災にも耐えて空襲にも焼け残った。

戦後になってからは、旅館専業となった。昭和20年代の後半には、漫画家の手塚治虫が、いわゆる部屋に「カンヅメ」になって仕事をしていたこともあったという。

「私が父親から経営を引き継いだのは、大学卒業してすぐのことでした。高度成長期の修学旅行が盛んになったころで、日本各地から多くの学校がやって来ました。当時は昼の弁当も含め1日3食を旅館が用意するのが普通で、寝る間が無いほど忙しかったですね」。その後しばらく業績は好調だったが、近年は少子化で修学旅行生が減少するとともに、気軽なホテルでの宿泊を好む旅行者が増えた。昔ながらの日本



「蘭の間」

昭和20年代後半、手塚治虫が泊まって仕事をしていたカンヅメ部屋。戦後増築された右側建物(向かって右側)の2階の角にある。



本館客室



廊下の天井



名前がぴったり合うように彫られた部屋の扉

の情趣を求める外国人観光客などから人気を集めるようになったが、経営は苦しくなった。

それ以上に種田さんを悩ませたのが、老舗特有の建物の維持管理の難しさだった。「修理できる技術を持つ職人がいなくなって、壊れても簡単には修理できないんですよ。その他にも維持するのにさまざまな費用がかかり、経営的に大変でした。息子があとを継いだのですが、このまま続けていくのは困難な状況です」。

かつて本郷には、100軒を超える旅館が

あったが、そのほとんどがホテルやマンションに姿を変えた。「残念ですが、これも時代の流れです。形が変わっても、これまで培ってきた伝統とおもてなしの心を忘れず、継承していきたいと思っています」。

※平成28(2016)年3月、旅館としての営業を終えた。

文京区史写真集
「写真で綴る(文の京)歴史と文化のまち」
(平成29年文京区発行)
より転載

事務局だより

我社の一言 PR

- ☞ 会社名：輝達商事株式会社
- ☞ 代表者：林 輝
- ☞ 所在地：東京都文京区湯島 2-6-2
SORA お茶の水マンション 1F
- ☞ TEL/FAX：03-5944-9968
- ☞ U R L：https://www.terutatsu.co.jp

各種分析装置の中古買取業。価値ある機材を不要な方と必要な方の橋渡しをして、必要な方の価値創造に貢献します。リサイクル・リユースされ新しいものが創造されることが何よりの社会貢献で私たちの喜びです。資源循環から環境を守るゼロ・エミッションが私たちの目標です。

我社の一言 PR

- ☞ 会社名：キヨラカ株式会社
- ☞ 代表者：木田 克也
- ☞ 所在地：東京都文京区湯島 3-31-1-801
- ☞ T E L：03-5812-4732 FAX：03-5812-4768
- ☞ U R L：https://kiyorak.com/

国内外からのユニーク商品を仕入れ販売しています。OEM、ODMも請け負っています。また、通販向けの商材もご紹介ください。

1月号 編集後記

明けましておめでとうございます。昨年の日本は地震や豪雨、記録的猛暑などの災害にみまわれ、経済においては米国の保護主義政策による景気の低迷と「災」の多い年でありましたが、今年は平成が終わり新たに天皇陛下が即位され新しい元号がスタートする記念すべき年となります。また、消費税率改定と共に軽減税率制度導入も控え変革の多い年となりそうです。今年の干支は「亥年」ですが亥年には「無病息災」「猪突猛進」の意味があると言われていて、皆様には、ご健康で目標に向かい一直線に突き進み良い結果を残せる実り多き年になりますようお願い申し上げます。(小能 記)

「e-Tax」なら
国税に関する申告や
納税、申請・届出
などの手続きが
インターネットで行えます。

電子申告で効率UP!



国税電子申告・納税システム

e-Tax



納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。 ※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

■ 所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、パソコンやスマートフォンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダーを準備すれば、自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。

また、マイナンバーカードやICカードリーダーをお持ちでない方も、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署で事前に手続きを行うことで、e-Taxをご利用いただけます。



e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をすると
こんなメリットが!



添付書類の
提出省略 (注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は還付を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp

R100
古紙配合率100%再生紙を使用しています。

